

最終更新日：2006年5月25日

ソフトバンク株式会社

代表取締役社長 孫 正義
問合せ先：IR室 03-6889-2290
証券コード：9984
<http://www.softbank.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

ソフトバンクグループは、「自由・公正・革新」を基本思想に掲げ、「デジタル情報革命を通じて、人々が知恵と知識を共有することを推進し、企業価値の最大化を実現するとともに人類と社会に貢献する」ことを理念としております。

この基本思想および理念に基づいて長期的かつ安定的に発展し、株主の皆様や債権者をはじめ、お客様、取引先、従業員、地域社会など全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として継続的に企業価値を向上させていくために、コーポレート・ガバナンス体制の構築が不可欠と考えています。平成17年12月には、グループ全体のガバナンスおよびコンプライアンス体制の強化を目的として「ソフトバンクグループ憲章」の改訂を行いました。この改訂にあわせ当社は、グループ各社が守るべき具体的事項を各種ガイドラインとして制定し、グループ・ガバナンスの強化を図っております。

当社グループは、連結子会社153社(平成18年3月31日現在)から成る企業集団ですが、経済情勢および経営環境の変化に応じた柔軟な経営体制をとるために、純粋持株会社制度を基本構造として採用しております。各グループ会社は、「ソフトバンクグループ憲章」に則り、当社グループ全体の企業価値の最大化を鑑みながら、自主独立の精神の下、各社の企業目的の達成にむけた経営を行っております。その中でも、グループの中核を成す通信事業を行う会社については、当社の取締役のうち複数名が取締役を兼務し重点的に戦略構築および管理を行うことで、より迅速で効果的な事業展開を行っております。

当社はソフトバンクグループの純粋持株会社として、各グループ企業の独立性と専門性を尊重しながら、グループ全体の多岐にわたる事業を、取締役会および各事業セグメント代表者等で構成する事業統括会社CEO会議(以下「CEO会議」)を中心として、横断的に管理・調整し、グループ経営管理体制の強化に努めています。CEO会議は毎月開催され、グループ全体の企業価値の増大を目的に、それぞれの事業活動の現状報告・情報の共有・経営方針の調整などシナジー基盤の形成を行っております。取締役会がもつ高度な意思決定・監督という機能と、CEO会議が持つ事業統括の責任という機能が明確に区別され、コーポレート・ガバナンスがより一層機能する構造となっております。

また経営監視の仕組みとして、当社は監査役制度を採用しております。これは、監査役により十分な監視機能が発揮できること、会社業務に精通した社内取締役を中心に、実態に即した機動性のある経営が可能なることによるものです。さらに、当社の取締役会は社外取締役2名を含む計8名、監査役会は社外監査役3名を含む計4名で構成されており、これら社外役員の積極的な招聘により、客観的な経営監視機能を確保しております。

その他にも、顧問弁護士が日常業務や経営判断において必要に応じて助言、指導を行うほか、取締役会およびCEO会議に常時出席して、助言、指導を行うことにより、経営の一層の透明性を図っております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%以上 20%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
孫 正義	332,147,000	31.50
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	26,422,000	2.50
日本マスタートラスト信託銀行(株)	26,068,000	2.47
日本証券金融(株)	15,631,000	1.48
資産管理サービス信託銀行(株)	15,021,000	1.42
クリアストリームバンキングエスエー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	14,865,000	1.40
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 常任代理人(株)みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室	11,760,000	1.11
ジェービーエムシービーオムニバスユーエスペンショントリーティアージャスデック 380052 常任代理人(株)みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室	11,700,000	1.10
(有)孫ホールディングス	10,741,000	1.01
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン常任代理人(株)みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室	9,639,000	0.91

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	100社以上300社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、提出日現在において、上場子会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社のうち証券取引所に上場している会社、以下同じ)としてヤフー株式会社、ソフトバンク・テクノロジー株式会社、株式会社ベクター、クラブビット株式会社の計4社を有しています。当社は、上場子会社が独立した経営や事業展開を行うことを重要視しており、取締役会などでグループ横断的な管理・調整を行う他は、各上場子会社の経営判断を尊重しております。各上場子会社が主体的に各々の経営戦略を遂行し株主利益を向上させることが、各上場子会社および当社グループ全体の企業価値の向上に繋がると考えております。また、上場子会社を含む各グループ会社間の取引は、市場価格等を勘案のうえ一般的取引条件と同様に決定されており、品質および価格による公平な競争に立地した適正な関係が保たれております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
村井 純	学者									○	
柳井 正	他の会社の出身者				○	○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
村井 純	——	慶應義塾大学環境情報学部の教授である村井取締役は、平成11年6月から当社の社外取締役に就任し現在に至っております。村井取締役はわが国におけるインターネットの草分け的存在であり、同氏のインターネットにおける造詣の深さが当社マネジメントに与える影響は絶大であり、大所高所からのアドバイスによる経営判断のサポートを期待し選任しました。
柳井 正	——	株式会社ファーストリテイリングの創業者であり、代表取締役会長兼社長である柳井取締役は、平成13年6月より当社社外取締役に就任しております。柳井取締役にはグローバル経営を行う企業の経営者の視点から有益なアドバイスを期待し選任しました。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

平成17年度に開催された取締役会は20回であり、そのうち村井取締役は13回、柳井取締役は14回の出席(電話会議システ

ムによる出席を含む)でありました。取締役会の議長は常に各取締役および監査役に対し個々に発言を促しており、社外取締役についても分け隔てなく発言を促し、社外取締役はそれに基づき自由に意見を述べています。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

当社の会計監査人は、中央青山監査法人が担当し、主要な子会社についても同監査法人が会計監査を行っています。監査役と会計監査人は、監査計画から報告まで定期的に会合を設け、特に決算に関する報告については四半期ごとに開催しています。その他必要に応じ、随時意見交換を行っています。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門は業務監査室が担当し、事業から独立した専任の部署となっています。監査役は、業務監査室から監査計画、各部室や子会社の業務監査結果、その他監査に関連する事項について定期的に報告を受け、また、必要に応じて意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
宇野 総一郎	弁護士										
柴山 高一	公認会計士				○						
窪川 秀一	公認会計士				○						

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
宇野 総一郎	——	長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士である宇野監査役は、平成16年6月より当社の監査役を務めております。宇野監査役の弁護士としての専門は会社法、国際取引、M&A等であり、専門的な見地からの客観的かつ公正な監査を期待し、選任しました。
柴山 高一	——	税理士法人中央青山の顧問である柴山監査役は、平

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
		成15年6月より当社の監査役を務めております。柴山監査役は公認会計士・税理士として、大手国際会計事務所での監査、税務に関わる実務経験を有しています。専門的かつ豊富な実務経験に基づいた適正な監査を期待し、選任しました。
窪川 秀一	——	窪川パートナー会計事務所のパートナーである窪川監査役は平成元年2月より当社監査役を務めております。窪川監査役は公認会計士として大手監査法人での会計監査を経験するとともに、税理士として税務業務にも従事しています。拡大成長を続ける当社の事業内容に精通しており、詳細な情報を基礎とした的確な監査を期待して、選任しました。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

平成17年度に開催された取締役会20回のうち宇野監査役は18回、柴山監査役および窪川監査役はともに19回(いずれも電話会議システムによる出席を含む)、監査役会14回のうち宇野監査役は12回、柴山監査役および窪川監査役はともに14回でした。社外監査役は、それぞれ独立した立場から適宜質問を行い、また客観的に公平な意見を述べ、経営の効率性、健全性に寄与しています。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役のインセンティブ向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社および当社国内完全子会社の取締役および幹部社員に対するリテンションプランとして、またグループシナジーを高め、企業価値向上を目的としてストックオプションを付与しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成17年度においては、取締役8名のうち4名に対し総額240百万円を支払っており、残りの4名に対しては報酬を支払っておりません。また、株主総会決議(平成2年6月28日決議)による取締役の報酬年額は800百万円以内であります。なお、第26期有価証券報告書において社内取締役および社外取締役ごとに報酬を開示いたしますので、有価証券報告書提出後速やかに記載内容を更新いたします。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

取締役会資料および監査役会資料については、十分な審議をいただくため、社外取締役(取締役会のみ)および社外監査役に事前に送付を行っております。

また、社外取締役は社外取締役が必要と認めた場合、取締役会事務局である総務部を通じ情報収集等が可能な体制にあります。

社外監査役については、定期的に行われる監査役会において、取締役会以外の重要会議、業務監査室の監査結果、重要子会社の監査状況等について報告を受けています。また監査役の職務を補助する組織があり、社外監査役が必要と認めた場合は、専任のスタッフが情報収集または調査できる体制にあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社における業務執行については、取締役が行っておりますが、一定の基準以上の重要案件については、取締役会での審議を行っています。また、一定金額以上の投資案件については、投資委員会において審議を行っております。取締役の人事については、代表取締役が株主総会に推薦する候補者の指名を取締役に提案し、取締役会において決定しております。取締役の報酬については、株主総会における限度額内において、取締役会における決議により定めています。

なお、当社における平成17年度の会計監査の状況については、第26期有価証券報告書における開示を予定しておりますので、有価証券報告書を提出次第、記載を更新いたします。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主数は 409,683 人(平成 18 年 3 月末現在)と多いため、株主総会の集中日を避けることを重要視し、株主総会を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使への取り組みは平成 14 年(第 22 回定時株主総会)より実施しております。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	毎年 6 月に開催される定時株主総会終了後には経営近況報告会と題し、株主の方々と代表者を中心とした経営陣との直接的な対話が可能な説明会を開催しています。またアナリスト・機関投資家向けの説明会を当社ホームページ上にてストリーミング配信で生中継するほか、オンデマンド配信でも常時閲覧可能とし、情報格差の解消に努めています。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	四半期決算発表日に合わせてアナリスト、機関投資家向けに決算説明会を実施し、決算の詳細とともに事業戦略についても代表者から説明しています。このほか、重要な新規事業の開始や大型買収案件の発表時には随時事業戦略の説明会を実施しています。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	あり	上記国内で実施しているアナリスト・機関投資家向けの各種説明会は全て英語版をインターネット及び電話聴講により同時中継しているほか、当社ホームページにアップし、オンデマンド配信を常時海外から閲覧可能としています。さらに適宜IR室員が中心となり欧州、米国への海外IRを実施しており、証券会社主催のカンファレンス等には代表者自らが出席し事業戦略についてプレゼンテーションを実施しています。
IR資料のホームページ掲載	あり	アニュアルレポート、決算報告書、プレゼンテーション資料(日本語版、英語版)、有価証券報告書、事業報告書(日本語版)を中心に、IR情報を掲載しています。
IRに関する部署(担当者)の設置	—	情報開示責任者に取締役を任命し、IR担当部署としてIR室を設置しています。IR室長をIR事務連絡責任者として任命し 6 名体制でIR活動を実施しています。(平成 18 年 3 月末現在)

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規	ステークホルダーの立場の尊重についての規定は特に設けておりませんが、経営理念に基づき、会社を取り巻く全てのステークホルダー(株主、お客様、社員、取引先)に対する満足度の向上を目指すとともに、健全

定	な事業活動を通じて社会の発展に貢献します。
環境保全活動、 CSR活動等の実施	グループ各社において様々なCSR活動を実践しております。日本テレコム(株)においては、平成16年7月に「日本テレコムCSR基本方針」を策定し、社会の持続的な発展に貢献するため、あらゆる企業活動にわたってCSR活動を推進しております。ヤフー(株)においては、インターネット企業として、インターネット社会の健全な発展のためにさまざまな貢献活動を実施しています。
ステークホルダーに対する 情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等は特に設けておりませんが、証券取引法等の関連法令や東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を適時・適切に実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、全てのステークホルダーが平等に入手できるよう努めています。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、平成18年5月に施行された会社法の定めに基づき、内部統制システムを構築し、業務の適正を確保するための体制として、下記項目を取締役会で決議しております。

取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス組織・手続規程」に基づき、コンプライアンスの責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を選任するとともに、各部署にコンプライアンス責任者を任命しております。役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長や社内関連部署だけでなく、直接CCOに報告・相談することも可能といたしました。報告・相談を受けたCCOは、内容を調査し、その結果、コンプライアンス違反行為が確認され懲罰すべきと判断した場合には、懲戒の決裁権者である社長、人事担当役員の諮問機関である懲罰委員会に報告することとしております。また、CCOへの報告・相談を補完するため、役職員からの報告・相談を受け付ける社外弁護士を窓口とするホットラインを設置しております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報セキュリティ活動を主導するため、チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー(CISO)を選任し、CISOを長とする情報セキュリティ委員会を設置しております。

情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティの体制や教育、監査の実施等を定めた「情報セキュリティ基本規程」ならびに情報資産を重要度に応じて分類し、保存の期間や方法、事故に対する措置等を定めた「情報管理規程」を策定するとともにその周知、教育を行っております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、対応する規則・規程を作成、整備するとともに、必要に応じてガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものといたします。

また、内部監査部門として業務監査室を設置し、「業務監査規程」に則りリスク管理状況の監査を行い、その検討結果について、社長、担当取締役および監査役に報告することとしております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

効率的な運営体制を確保するため、「業務分掌および職務権限に関する規程」にて、各部門の業務遂行に必要な職務の範囲および

び権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にしております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの基本思想、理念の共有を図り、ガバナンス体制とコンプライアンスの強化に関する事項を規定する、「ソフトバンクグループ憲章」を定めるとともに、拡大するグループ会社の役職員に共通の行動規範を定めております。
- ②グループ規模でコンプライアンスを推進するための責任者であるグループ・コンプライアンス・オフィサー（GCO）を選任しております。
- ③グループ各社所属の役職員がコンプライアンス問題を報告・相談できる独自のコンプライアンス相談窓口の設置を推進するほか、グループ各社所属の役職員から直接報告・相談を受ける社外弁護士を窓口とするホットラインを設置しております。
- ④当社グループにおける各事業を統括する各事業統括会社の CEO から構成される「事業統括会社 CEO 会議」を毎月開催し、事業シナジーを促進するとともに、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上等のための施策を共有しております。
- ⑤代表者宣誓制度および確認制度を導入し、グループ各社の代表者から財務報告の有用性と適正性に関する確認書の提出を義務付け、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する体制を整備しております。
- ⑥グループ各社の内部監査部門が集まる会合を定期的で開催し、それぞれの内部監査について情報共有しております。
- ⑦グループ・チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（GCISO）を選任し、GCISO を長とする、グループ情報セキュリティ委員会を定期的で開催し、情報セキュリティ対策のガイドラインを設け、各社の対策状況の報告、各種協議を行うとともに、情報セキュリティ対策に関する知識、技術等を共有しております。

監査役の職務を補助すべき使用人

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、専属の使用人を配置しております。

また、補助者への指揮・命令は監査役が行うものとし、補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役の同意を得なければならないものとしております。

監査役への報告体制

取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告しております。

1. 当社グループに関する重要事項
2. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
3. 法令・定款違反事項
4. コンプライアンス体制の運用およびホットライン通報状況
5. 業務監査室による監査結果
6. 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

その他監査役会の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役が必要と認めた場合、取締役および使用人にヒヤリングを実施する機会を設けております。また、監査法人や重要な子会社の内部監査部門等との定期的な会合を設け情報交換を行うなど連携を図っていくとともに、常勤監査役は当社の部室長からなる「部門連絡会」や各事業統括会社の CEO からなる「事業統括会社 CEO 会議」等重要な会議に出席することとしております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

買収防衛策に関しては、現時点では導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

ソフトバンクグループは、平成 18 年4月にボーダフォン(株)の買収を完了するなど、事業規模、従業者数は引き続き急速に拡大しております。このような環境下で、グループ全体に「ソフトバンクグループ憲章」を周知徹底することにより、今後ともガバナンスおよびコンプライアンス体制の強化によりリスクマネジメントを徹底していきます。

【 参考資料：模式図 】

